

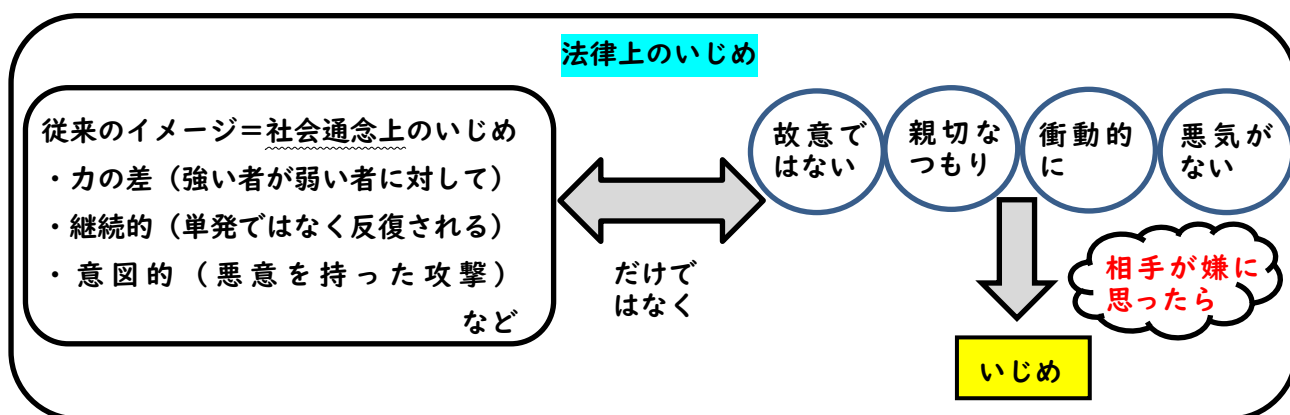
○いじめとは

いじめの定義

「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

図で考えると、



児童が一定の関係にある児童などとの関係で「嫌な気持ちになった」ときに、「いじめ」として考えます。この「嫌な気持ち」は「いじめの芽」となる可能性があります。

いじめの問題はどの集団にも起こりうることです。「うちの子に限って・・・」と言うことは決してありません。何気ない一言や行動が相手を傷つけ、時には大切な生命をも脅かすこともあります。そうならないためにも、「いじめの芽」を早い段階で見つけて解消していくために、児童に助言や指導をしたり、保護者のみなさまにご連絡をしたりすることがあります。

○学校では

5月、10月、1月にそれぞれ「学校生活アンケート」を行い、悩んでいることがある児童に教育相談を行います。また、いじめについての授業の実施(特別な教科 道徳)や、児童が主体となって取り組むリーフリボン運動を通して、いじめのない学校を目指して児童全員で考えていきます。

○保護者のみなさまへお願い

学校から連絡があっても身構えずに、一緒によりよい方向に子供たちを支援できるように協力してほしいと思います。また、ご家庭で悩み事を相談した場合には、遠慮せずに学校に連絡をしてほしいです。また、龍ヶ崎西小学校のホームページに「学校いじめ防止基本方針」が掲載されていますので、具体的な学校の取り組みについてはご覧ください。今後ともご協力よろしく申し上げます。

※令和8年度 学校いじめ防止基本方針

<https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/ryugasakinishisyou/about/550a2018.html>